平成２９年（フ）第１１２号
千葉県旭市琴田2681番地11
債務者　根本由美子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６１号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口665番地　スパジオ665　103号
債務者　西門　　守
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３１４号
静岡県沼津市北今沢25番地の６　プランドール雅201、前住所静岡県沼津市原1418番地の12　雇用促進事業団住宅１―402
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１３号
愛知県春日井市岩成台４丁目５番地１　シャルマン千草Ｂ203号
債務者　日妻　円美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３号
京都府京丹後市大宮町奥大野1443番地
債務者　本城小夜子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第２７０号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字天竺老婆57番地
債務者　八重樫久美子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４２号
長野市西和田２丁目23番25号
債務者　高木久美子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３６号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町２番地１　リヴグレイスＢ棟　202号
債務者　小澤　　篤
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８４号
京都市左京区上高野薩田町15番地１
債務者　稲波　典彦
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０３号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎229番地
債務者　中川　　章
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
香川県高松市国分寺町新居301番地１　ダイアパレス国分寺202号
債務者　髙梨　　亮
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８８号
香川県高松市香川町大野61番地８
債務者　佐藤　俊夫
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８１号
長崎県大村市久原１丁目615番地２　クリアハウス205
債務者　渡辺　智美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷312番地
債務者　山田　安美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第３９号
大分県日田市大字庄手511番地３
債務者　高村　和也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市吉野町8251番地１　四季の風203号
債務者　上田平ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５１３号
大阪府箕面市小野原東３丁目４番35―403号
債務者　世良商店こと　世良　　淳
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部